



休日における保育の必要性の認定申請書
(休日保育認定用)

令和 年 月 日

(あて先)高槻市長

住所 高槻市

氏名

氏名

電話

休日保育を利用するにあたり、休日における保育の必要性の認定を申請します。
また、休日保育利用にあたっての注意事項を確認し、内容について理解しました。

児 童	ふりがな 氏 名		生年月日	
			平成・令和 年 月 日	
	平日の利用施設 <small>※該当する施設類型に ☑してください</small>	<input type="checkbox"/> 認定こども園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 小規模保育事業 <input type="checkbox"/> 事業所内保育事業		
	支給認定証番号	施設名 _____		
	支給認定区分 <small>※いずれかに○してください</small>	2号認定		3号認定
	保育必要量 <small>※いずれかに○してください</small>	保育標準時間		保育短時間
	支給認定証の有効期限	平成・令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで		
休日保育の利用を希望する期間		令和 3年 月 日 から 令和 3年 8月 31日 まで		
休日に 保育が必要 な事由 <small>※該当する事由に ☑してください</small>	父	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学		
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 疾病・障がい <input type="checkbox"/> 介護・看護 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産		

(休日保育利用にあたっての注意事項)

- ・休日保育利用の際は、休日における保育の必要性の認定を受けた支給認定証をご提示ください。
- ・事由の変更等で支給認定証が更新された場合は、再度休日における保育の必要性の認定申請が必要です。
- ・支給認定証の有効期限切れの場合は休日保育の利用はできず、休日一時預かりになります(別途利用料必要)。
- ・実施施設での手続きで登録料などの費用が別途発生することがあります。
- ・高槻市から休日における保育の必要性が認定されていても、申込み多数等により施設利用できないことがあります。児童の受入れの可否については実施施設が判断します。
- ・児童のアレルギーの有無や離乳食の進み具合等によっては、給食の提供ができず弁当持参となります。
- ・上記申請内容に関わる情報については利用施設、高槻あいわ保育園と共有します。